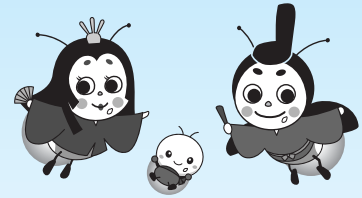


蛭保護条例による禁止事項のお知らせ

豊かな自然環境を象徴する貴重な存在である蛭を保護するため、市では平成19年10月に「蛭保護条例」を施行しています。

この条例（第7条第3項）によって、次のことが禁止されていますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



◆保護区域（市内全域）で禁止されていること

蛭（ゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタル、クロマドボタル）の捕獲
蛭のえさとなるカワニナ、モノアラガイ等の捕獲（ただし、調査研究など、市長が許可したものを除きます。）

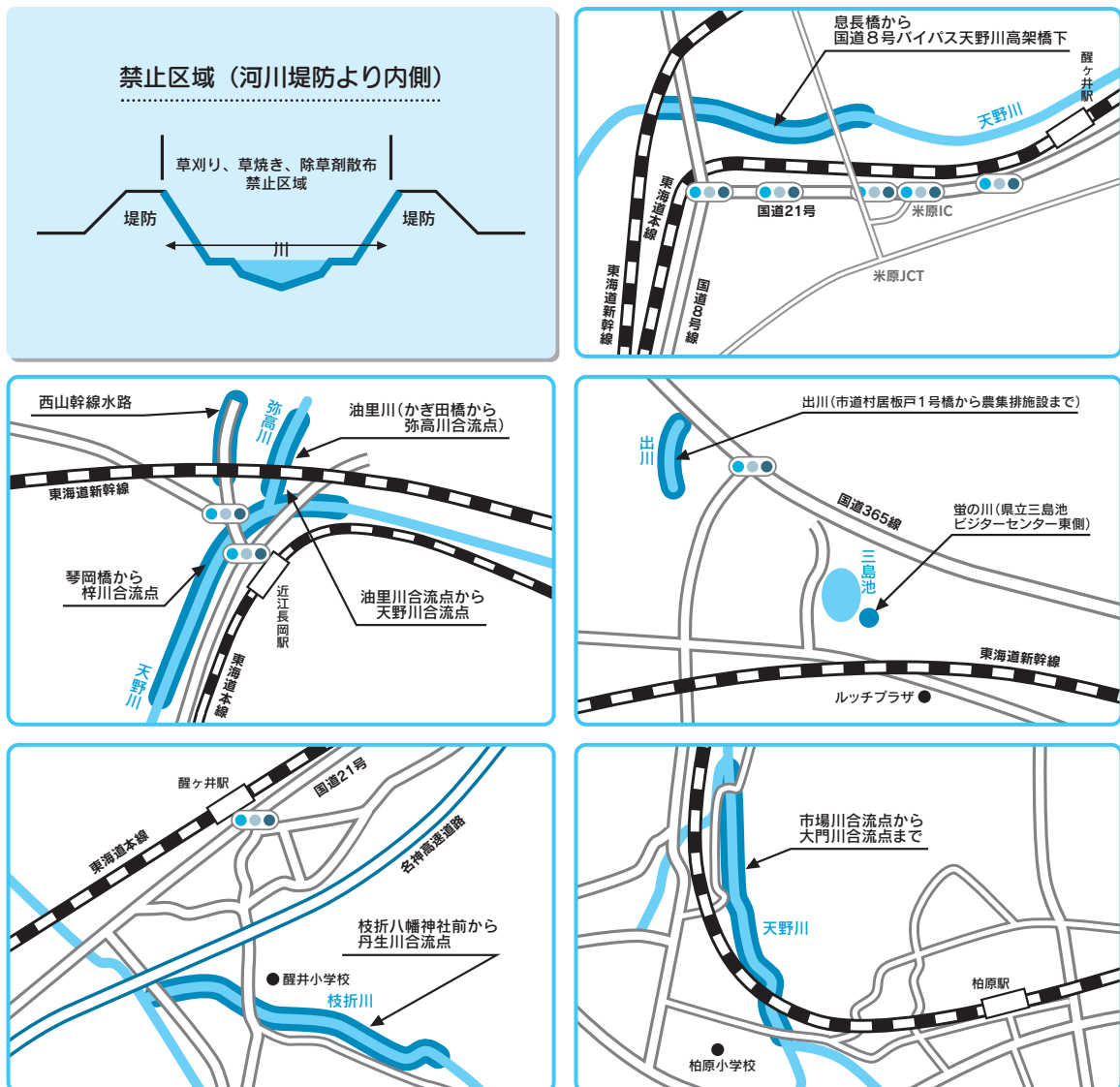
◆特別保護区域で禁止されていること（下図のとおり）

草刈り、草焼き、指定外除草剤の散布

※指定外除草剤……滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に記載されていない除草剤

禁止期間 6月30日（木）まで

草刈り・草焼き・指定外除草剤の散布禁止区域



お問い合わせ 経済環境部 環境保全課（伊吹庁舎） ☎58-2230 📠58-1630